

議案第8号

二宮町消防団員等公務災害補償条例の一部を別紙のように改正する。

令和4年2月18日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律が公布され、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、本条例に必要な改正するために提案する。

二宮町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

二宮町消防団員等公務災害補償条例（昭和42年二宮町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の第3条第2項ただし書の規定により担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

(議案第8号) 二宮町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>第3条 (略)</p> <p>2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。</p>	<p>第3条 (略)</p> <p>2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。<u>ただし、傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。</u></p>